

新旧対照表

新（令和3年度3次公募）	旧（令和3年度2次公募）
<p style="text-align: center;">令和3年度障害者総合福祉推進事業（<u>3</u>次） 公募要項</p> <p>本事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）を踏まえ、障害者施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする。</p> <p>上記目的から、本事業は、別紙で定める指定課題について、実態調査、検討等を行う事業に対して所要の助成を行うこととしたので、以下の事項に留意の上、応募されたい。</p> <p>1～3（略）</p>	<p style="text-align: center;">令和3年度障害者総合福祉推進事業（<u>2</u>次） 公募要項</p> <p>本事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）を踏まえ、障害者施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする。</p> <p>上記目的から、本事業は、別紙で定める指定課題について、実態調査、検討等を行う事業に対して所要の助成を行うこととしたので、以下の事項に留意の上、応募されたい。</p> <p>1～3（略）</p>
<p>4 提出書類（提出にあたっては、全てA4用紙片面印刷によること。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>下記様式の電子媒体については、当省ホームページよりダウンロードすること。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000193950_00018.html</p> </div> <p>(1) 障害者総合福祉推進事業の実施に係る次の書類</p> <p>ア 令和3年度障害者総合福祉推進事業<u>3</u>次公募への応募について（別紙1）</p>	<p>4 提出書類（提出にあたっては、全てA4用紙片面印刷によること。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>下記様式の電子媒体については、当省ホームページよりダウンロードすること。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000193950_00017.html</p> </div> <p>(1) 障害者総合福祉推進事業の実施に係る次の書類</p> <p>ア 令和3年度障害者総合福祉推進事業<u>2</u>次公募への応募について（別紙1）</p>

新（令和3年度3次公募）

イ～ク（略）

（2）（略）

（3）（略）

5 提出期限

令和3年10月18日（月）（持参の場合は、午後5時まで）

郵送による場合は当日の消印有効とする。

提出期限を超過して届いた応募書類については、受け付けず返却する。

6 提出方法

（1）提出書類の送付先は、次のとおりとする。

提出書類の送付先

<事務局>

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 企画課自治体支援係

（2）提出書類のうち、4（1）の書類については、書類の提出と併せて、指定課題ごとに書類一式をPDFファイルとしたものを下記アドレスにメールで送付すること。（送付する際はメールの件名は「【法人名、指定課題番号】令和3年度障害者総合福祉推進事業3次公募応募」と入れること。）

なお、当該メールが「5」の提出期限までに届いたとしても、提出書類が郵便等で届いていない場合には、応募書類を受け付けないので、留意すること。

提出書類については、一式の複写版を作成し、原本とセットで提出すること。

（3）（略）

旧（令和3年度2次公募）

イ～ク（略）

（2）（略）

（3）（略）

5 提出期限

令和3年7月8日（木）（持参の場合は、午後5時まで）

郵送による場合は当日の消印有効とする。

提出期限を超過して届いた応募書類については、受け付けず返却する。

6 提出方法

（1）提出書類の送付先は、次のとおりとする。

提出書類の送付先

<事務局>

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 企画課自治体支援係

（2）提出書類のうち、4（1）の書類については、書類の提出と併せて、指定課題ごとに書類一式をPDFファイルとしたものを下記アドレスにメールで送付すること。（送付する際はメールの件名は「【法人名、指定課題番号】令和3年度障害者総合福祉推進事業2次公募応募」と入れること。）

なお、当該メールが「5」の提出期限までに届いたとしても、提出書類が郵便等で届いていない場合には、応募書類を受け付けないので、留意すること。

提出書類については、一式の複写版を作成し、原本とセットで提出すること。

（3）（略）

新（令和3年度3次公募）	旧（令和3年度2次公募）
<p><u>7 事業採否の決定方法について</u></p> <p>（１）～（２）（略）</p> <p>（３）評価検討会による審査について</p> <p>応募のあった事業のうち事前審査において問題がないものについては、事業実施計画書、事業の実施体制、所要額内訳書及び事業実施スケジュール表のそれぞれについて、評価検討会において総合的な評価を行い、その評価結果に基づき、予算の範囲内で採否を決定する。（令和3年<u>11</u>月中を目途に内示予定）</p> <p>【評価検討会での審査の主なポイント】 （略）</p> <p><u>8～12</u> （略）</p> <p><u>別紙省略</u></p>	<p><u>7 事業採否の決定方法について</u></p> <p>（１）～（２）（略）</p> <p>（３）評価検討会による審査について</p> <p>応募のあった事業のうち事前審査において問題がないものについては、事業実施計画書、事業の実施体制、所要額内訳書及び事業実施スケジュール表のそれぞれについて、評価検討会において総合的な評価を行い、その評価結果に基づき、予算の範囲内で採否を決定する。（令和3年<u>8</u>月中を目途に内示予定）</p> <p>【評価検討会での審査の主なポイント】 （略）</p> <p><u>8～12</u> （略）</p> <p><u>別紙省略</u></p>